

ランドセル来館事業とは

放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、子育て世代を応援するため、松山市中央児童センター（以下、児童センター）で、『ランドセル来館事業』を実施します。

『ランドセル来館』とは、就労等の理由により、昼間保護者が家庭に不在となる児童が、自宅に一旦帰宅することなく、ランドセルを背負ったまま、直接児童センターに来館できる制度です。

■事業の概要

- ・児童センターは、通常、ランドセルを自宅に置いて来館しますが、本事業の登録児童は、ランドセルを背負ったまま、学校から直接来館できます。（荷物等はお預かりします。）
- ・利用する児童は、児童センターのルールの中、他の児童と遊ぶなど自分の遊びを選択して過ごします。
- ・給食のない日は、お弁当や飲み物を持参して館内で食べることができます。空いている机で宿題をすることもできます。
- ・常駐している児童館職員が、利用カードにより児童の入退館を把握します。

■対象児童

次のいずれにも該当する児童を対象とします。

- （１）保護者の就労等の理由により、昼間保護者が家庭に不在となる児童
- （２）次項の対象学年に該当する児童

■実施場所・対象学年・定員

実施場所	対象学年		定員
松山市中央児童センター （松山市若草町 8-3）	清水小学校	3年生以上	12名 ※1・2・3
	味酒小学校		

※1 保険加入の都合上、松山市内児童館（8館）合計で最少実施人数は4名です。

※2 申請締切日後、定員を超える場合は抽選、満たない場合は受付延長とします。

※3 令和5年度から、清水小・味酒小地区に住み、上記以外の小学校に通う児童も対象とします。

■実施期間・実施日・実施時間

実施期間	令和7年4月～令和8年3月
実施日	児童センターの休館日及び小学校の学校休業日（長期休暇含む）を除く平日 ※休館日（月曜日、祝日の場合は次の平日）
実施時間	4月～9月：下校時から18時／10月～翌3月：下校時から17時30分

■利用料

無料 ※ただし、傷害保険に加入していただきます。（利用者負担額：年間800円）

保険対象：各小学校から児童センター、児童センターから自宅までの移動の間

■申請締切日・申請方法

令和7年3月16日（日） ※令和7年4月8日（火）から事業開始予定

『①ランドセル来館登録申請書』、『②家庭状況票』、『③勤務証明書』をご提出ください。

その後、三者面談を実施し、申請審査を行ったのち登録者を決定します。

※上記①～③の書類は、当児童センターで配布、またはHPからダウンロードできます。

(様式第1号)

ランドセル来館登録申請書

年 月 日

(宛先) 社会福祉法人
松山市社会福祉事業団
理事長 野志 克仁 様

申請者 (保護者)	氏名	⑩
	連絡先	

下記のとおり、ランドセル来館の登録をしたいので申請します。

記

ふりがな		性別	生年月日
児童名		男・女	年 月 日 4/1 現在の年齢→ (歳)
住所	〒	緊急連絡先 (児童との続柄)	
		()	
学校名	小学校 年 組		
利用開始 希望日	年 月 日		
登録を希 望する具 体的理由			

添付書類	1 家庭状況票	受付月日	年 月 日
	2 その他必要と認める書類	受付番号	

家 庭 状 況 票

松山市中央児童センター		利用開始日 年 月 日	利用終了日 年 月 日
		小学校 年 組	学級担任
現住所		〒	電話番号
児 童	ふりがな	生年月日 年 月 日 4/1 現在の年齢→ (歳)	
	氏名		
保 護 者	ふりがな	職業 児童との続柄 ()	
	氏名		
緊 急 連 絡 先			
保 護 者 勤 務 先 等	①	そ の 他	保護者と連絡の取れないときの連絡先
	②		①氏名 続柄 TEL
	③		②氏名 続柄 TEL
保護者の勤務状況		児童の健康状態	
主として児童の帰宅時に世話をする保護者 氏名 (続柄)		既往症	特記事項
勤務時間 : ~ :	帰宅時間 : 頃	アレルギー反応 有・無	
休業日 父 母 その他		具体的内容	

※太枠内を具体的に記入してください。

(裏面へ続く)

自宅付近の略図

特記事項

(様式第3号)

勤 務 証 明 書

年 月 日

(宛先) 社会福祉法人
松山市社会福祉事業団
理事長 様

事業所所在地 _____
事業所名 _____
代表者 _____ (印)
取扱者氏名 _____ (印)
電話番号 _____

下記のとおり証明します。

記

氏 名		児童との 続 柄	
住 所	〒		
就 労 年 月 日	年 月 日		
仕 事 の 内 容			
勤 務 形 態	常勤 ・ パート ・ その他 ()		
月平均就労日数	1. 16日未満 (日) 2. 16日以上 3. 20日以上 4. 25日以上		
1日の就労時間	午前 時 分から (時間 分) 午後 時 分まで		
休 日	曜日		